

議案第42号

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況について、別紙のとおり点検・評価する。

令和2年8月19日

米子市教育委員会

議案第43号

令和2年度一般会計補正予算（補正第8回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和2年度予算を次により補正する。

米子市議会9月定例会提出分
(単位：千円)

年度 区分(項・目)	令和2年度予算額			備 考
	補正前予算額 (補正第7回分まで)	補 正 額	補正後予算額	
【教育費】	4,119,358	3,117	4,122,475	
1 教育総務費	521,630	0	521,630	
1 教育委員会費	2,560		2,560	
2 事務局費	519,070		519,070	
2 小学校費	1,574,952	0	1,574,952	
1 学校管理費	936,648		936,648	
2 教育振興費	151,494		151,494	
3 学校建設費	486,810		486,810	
3 中学校費	627,218	0	627,218	
1 学校管理費	403,405		403,405	
2 教育振興費	132,529		132,529	
3 学校建設費	91,284		91,284	
4 社会教育費	705,107	3,117	705,107	
1 社会教育総務費	161,624		161,624	
2 公民館費	406,822		406,822	
3 図書館費	136,661		136,661	
5 保健体育費	690,451	3,117	537,456	
1 保健体育総務費	156,112		156,112	
4 給食施設費	534,339	3,117	537,456	
合 計	4,119,358	3,117	4,122,475	

報告第44号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和2年8月31日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処分件名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和2年8月18日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和2年8月18日

米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 和解の概要

市側の過失割合を8割とし、市の損害賠償額を5万3,575円とする。

2 相手方 米子市在住の個人

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和2年2月17日
- (2) 事故発生場所 米子市愛宕町84番2地先 市道就将小学校線
- (3) 事故の状況 午後3時30分頃、学校管理業務のため、教育委員会所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）で市道就将小学校線を走行していたところ、相手方が、相手方所有の自転車（以下「相手方自転車」という。）に乗って市道愛宕町3号線から同市道と交差する市道就将小学校線に進入してきたため、相手方自転車が市自動車の右側面に追突し、相手方は転倒した。その際に、市自動車の右側後部ドア及び右側後輪タイヤ並びに相手方自転車が損傷し、並びに相手方の頸部^{けい}に損傷及び左膝に打撲を負わせたもの

議案第45号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上市の義務に属する学校の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 損害賠償額 130万円
- 2 相手方 米子市在住の個人（米子市立小学校在学の児童。以下「対象児童」という。）及びその法定代理人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成29年6月1日
 - (2) 事故発生場所 米子市立小学校校舎内
 - (3) 事故の状況
対象児童が下校のために教室を出て、当該事故発生場所の廊下（以下単に「現場」という。）で第1学年の児童がグループ下校のためにグループごとに待機していた現場付近を通りかかった際、当該第1学年の児童のうち整然と整列しないで動き回っていた数人の児童の1人（以下「児童A」という。）が対象児童に衝突し、それにより転倒した対象児童が歯槽骨骨折等の傷害を負ったもの
- 4 和解条項の概要
 - (1) 米子市及び児童Aは、対象児童に対し、本件事故の賠償として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付による既払金を除き、連帯して130万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 米子市及び児童Aは、対象児童に対し、(1)の金員を本和解成立後1か月以内に支払う。
 - (3) 米子市、児童A及び対象児童は、米子市と対象児童との間及び児童Aと対象児童の間には、それぞれ、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第6号

民法改正による成年年齢引下げ後の米子市成人式の対象年齢
について

令和4年4月に施行される民法の改正による成年年齢引下げ後の米子市成人式の対象年齢については、従来どおり20歳とします。

令和2年8月19日

米子市教育委員会